

Open Developers Conference 2025

OSSライセンスの選択方法

2025年9月6日(土)

NEC OSS推進センター・姉崎 章博



自己紹介

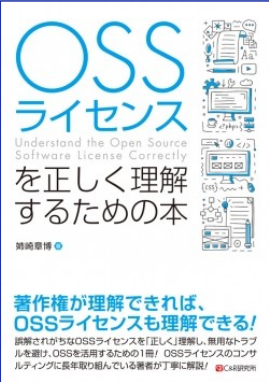
NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

著書『OSSライセンスを正しく理解するための本』 (2021年)<https://c-r.com/book/detail/1425>

初版の訂正情報：https://www.c-r.com/reader/reader_errata_win.html?id=g_363-8.htm

共著『オープンソースの教科書』 <https://c-r.com/book/detail/1416>

第7章 オープンソースとライセンス の原文執筆(2021年)



汎用機ACOS

通信管理
OSIの標準化、実装

Linuxの実装、普及

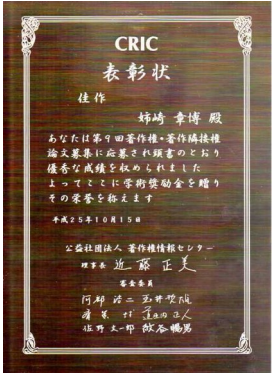
IA-64 Linuxの実装
Linuxの普及
LinuxWorld
日本Linux協会
日本OSS推進フォーラム

OSSライセンス解説

2006 年 から NEC グループ内へ累計100回以上、3 千名以上へ集合教育

OSSライセンス コンサル

2008年 コンサル開始
2013年 著作権情報センター (CRIC) 第9回 著作権・著作隣接権 論文佳作入選「OSSライセンスとは～著作権法を権原とした解釈」



1. OSSライセンスの位置づけ
2. OSSライセンスの概要
3. OSSを使って開発したプログラム

さて、開発者は、なぜ、OSSライセンスを付けて公開しているのでしょうか？

- ✕ あまり、勝手にされないように制約を付けるため？ そういう人もいるかもしれませんが、
- 受領者が再頒布できるようにするため

ということ？

開発者/開発プロジェクト	OSSライセンス
Linuxカーネル	GNU GPLv2
Apache Software Foundation	Apache License 2.0
FreeBSD Project	FreeBSD Copyright (二条項BSDライセンス)
etc.	

OSSライセンスが何であろうと、(創作性のある)プログラムは、著作物として保護されています

日本国 著作権法 http://www.cric.or.jp/db/domestic/a1_index.html#2_3c

第三款 著作権に含まれる権利の種類

(複製権)

第二十一条 著作者は、その著作物を複製する権利を専有する。

...

(翻訳権、翻案権等)

第二十七条 著作者は、その著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案する権利を専有する。

アメリカ 著作権法 和訳 <http://www.cric.or.jp/db/world/america.html>

第106条 著作権のある著作物に対する排他的権利

…著作権を保有する者は、以下に掲げる行為を行いまたこれを許諾する排他的権利を有する。

(1) 著作権のある著作物をコピーまたはレコードに複製すること。

(2) 著作権のある著作物に基づいて二次的著作物を作成すること。

(3) 以下省略

複製

改変

ベルヌ条約

日米で表現は違っていても、複製や改変の権利は、**著作者が専有**することを法律で規定しています

著作者の許諾無しに、受領した誰も**再頒布**することはできません

- それでは、世界各国にダウンロードサイトを設けて、拡散することができません
- 第二、第三の頒布の自由がありませんので「**自由ソフトウェア**」ではありません
- オープンソースの定義の第1条 再頒布の自由がありませんので「**オープンソース**」と言えません

自由(フリー)ソフトウェアの定義

あるプログラムが自由ソフトウェアであるとは、そのプログラムの利用者が、以下の4つの必須の自由を有するときです:

0. いかなる目的に対しても、プログラムを実行する自由 (第零の自由)。
1. プログラムがどのように動作しているか研究し、必要に応じて改造する自由 (第一の自由)。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。
2. 身近な人を助けられるよう、コピーを**再頒布する自由 (第二の自由)**。
3. 改変した版を他に**頒布する自由 (第三の自由)**。これにより、変更がコミュニティ全体にとって利益となる機会を提供できます。ソースコードへのアクセスは、この前提条件となります。

オープンソースの定義(見出しのみ)

1. 再頒布の自由

2. ソースコード
3. 派生ソフトウェア
4. 作者のソースコードの完全性
5. 個人やグループに対する差別の禁止
6. 利用する分野に対する差別の禁止
7. ライセンスの分配
8. 特定製品でのみ有効なライセンスの禁止
9. 他のソフトウェアを制限するライセンスの禁止
10. ライセンスは技術的中立的でなければならない

<https://opensource.jp/osd/osd19/>

なお、「頒布」は複製物の譲渡または貸与です

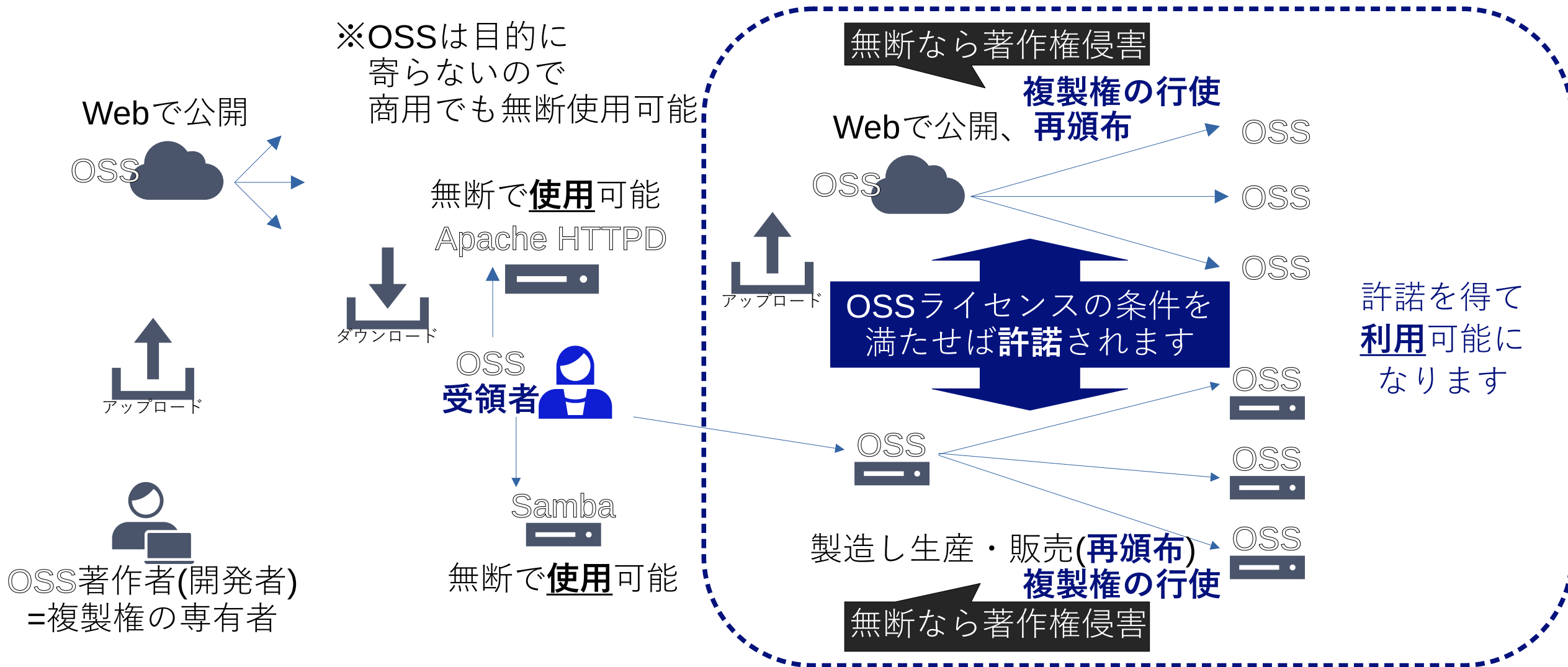
- 著作権法第二条第一項第十九号 の定義

頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい（以下、映画については省略）

- 「複製物」ではない本体の「譲渡」は「頒布」ではありません。
 - 複製権を行使していないし、譲渡権は消尽しています。
 - 複製物を作成していない、つまり、複製権の行使をしていないならば、納品だとしても、頒布になりません。

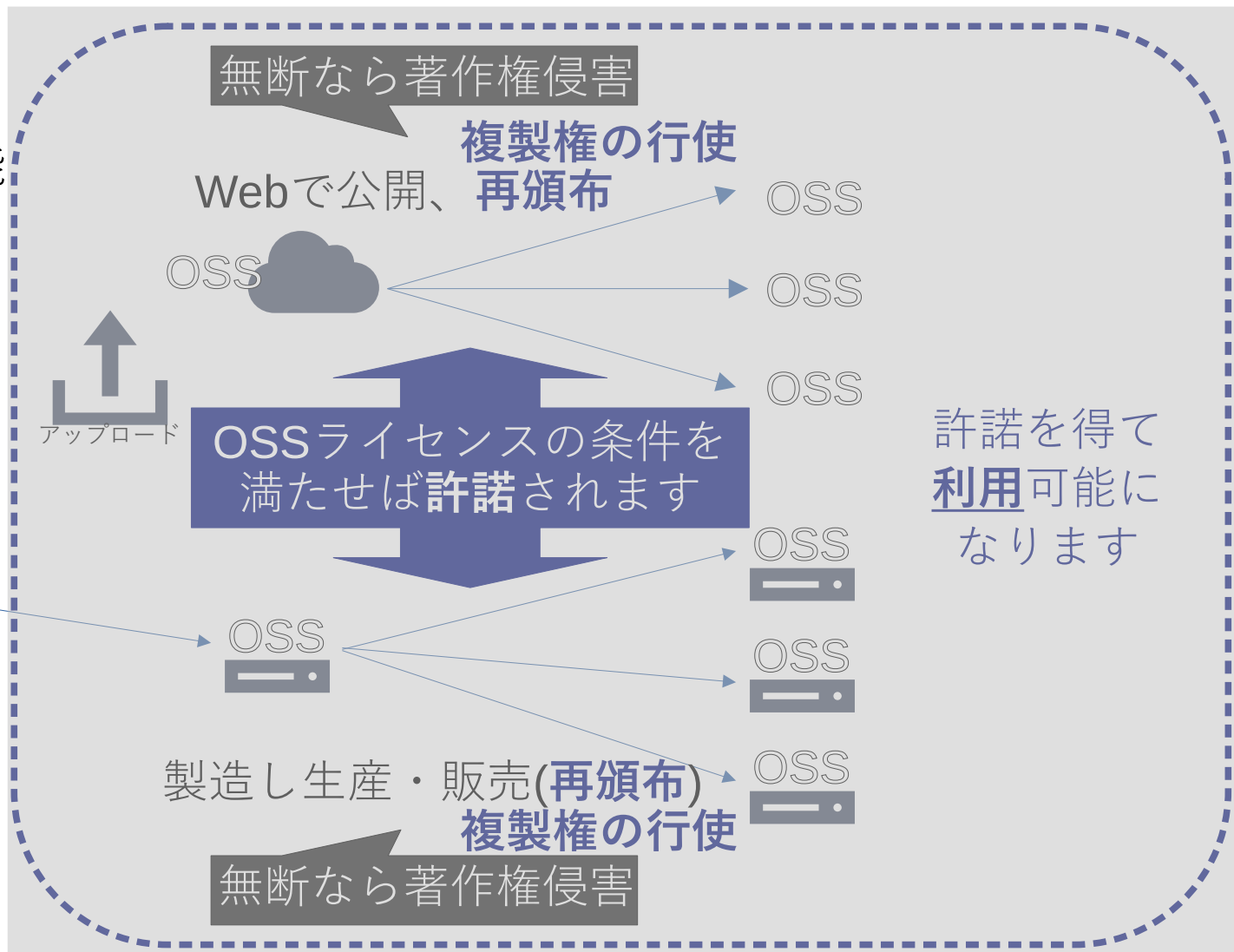
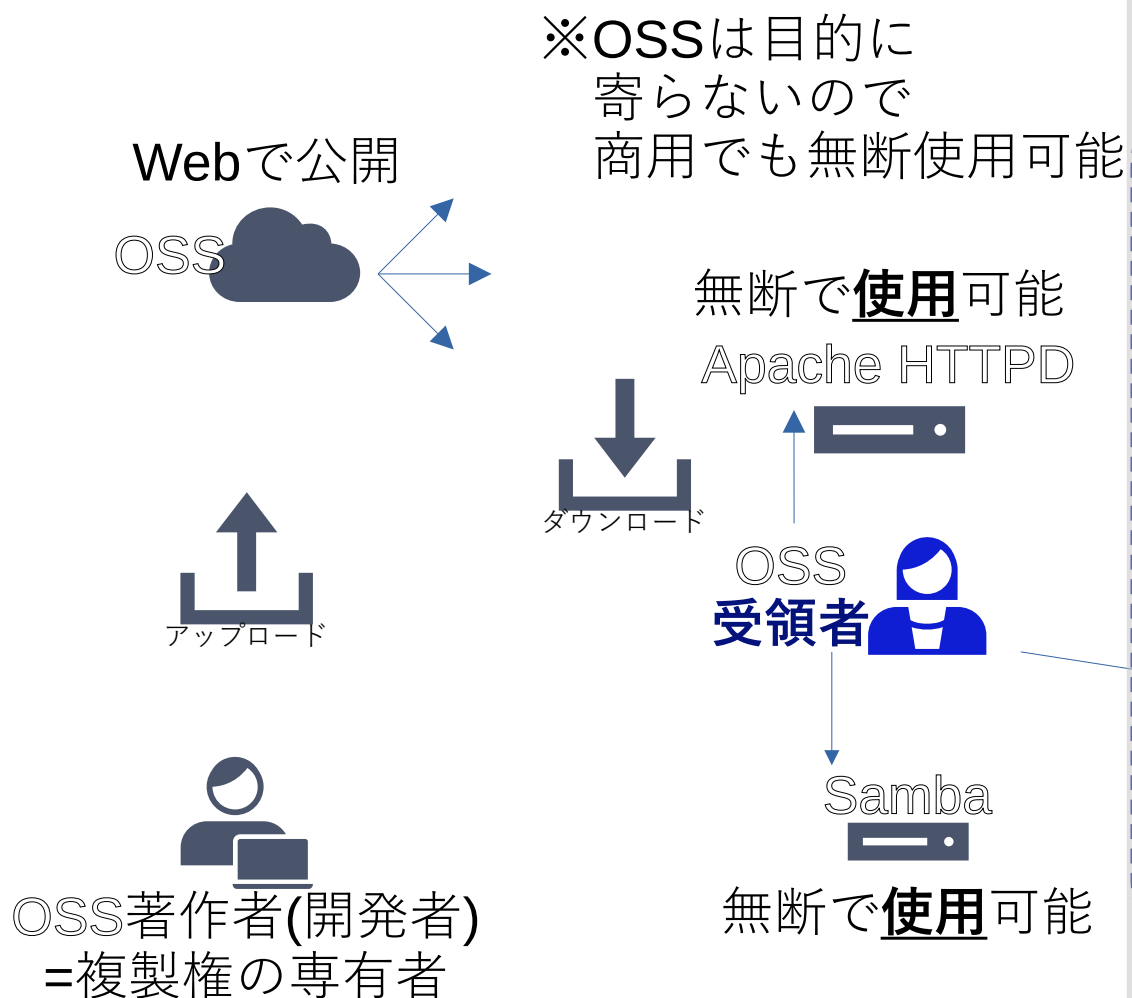
OSSライセンスの位置づけ

OSSライセンスは、OSSの受領者による再頒布などの行為、著作権の行使を許諾するために必要



再頒布を許諾しないなら、OSSライセンスは不要

※OSSライセンスが付いていないプログラムは、ソース公開されていてもOSSではないということ



OSSライセンスは、再頒布(著作権行使)の許諾であり、

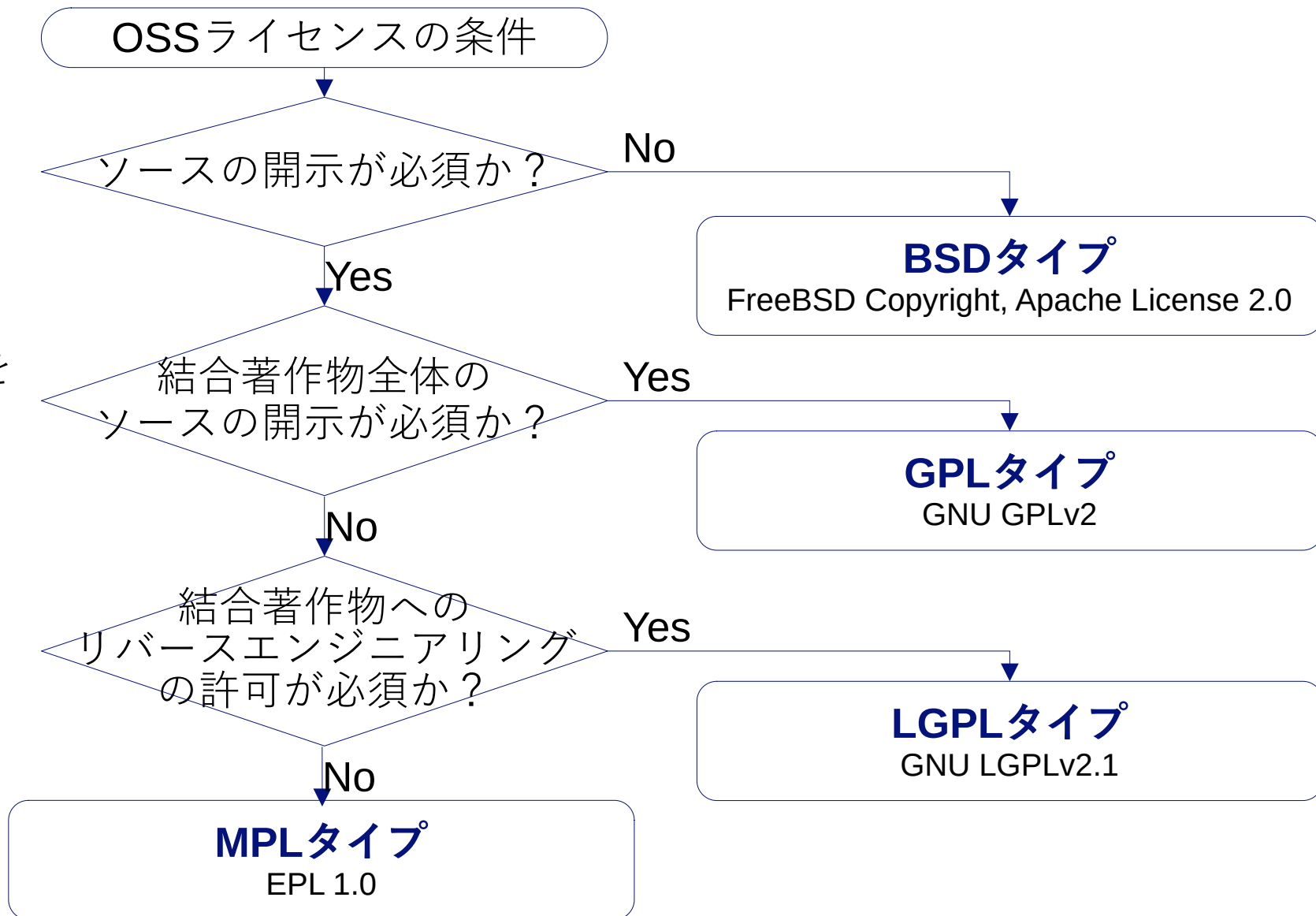
「オープンソース」たりえるために必須

というお話をしました

何かご質問はありますか？

1. OSSライセンスの位置づけ
2. OSSライセンスの概要
3. OSSを使って開発したプログラム

私は、OSSライセンスを下記の条件の有無で4つに分類しています



✓ 結合著作物：
例えば、「OSSライブラリなどを含むアプリ全体」のこと。

もっと粗く見ると、OSSライセンスの条件の内容は、主に2種類

- 各ライセンスで表現は様々ですが…
- GPLは、右のソース開示だけが条件と勘違いしている人が多いですが、
既存のBSDを流用するために、左の条件を**包含**しています。

著作権表示、条文本体、免責条項
を見えるように(コピー)すること、など

二条項BSDLなどのBSDタイプのライセンス

バイナリのソースコードを
(または、その申し出を)添付すること、など

GPLなどGPL/LGPL/MPLタイプのライセンス

「各ライセンスで表現は様々」

というのは、例えば…

BSDタイプのライセンスは、主に、3形体

■ 著作権表示を含むOSS個別型 - 各プログラムヘッダに記載

• MITライセンス(Xライセンス)形体

Copyright <YEAR> <COPYRIGHT HOLDER>

Permission is hereby granted, free of charge, to any person obtaining a copy of this software and associated documentation files (the "Software"), to deal in the Software without restriction, including without limitation the rights to use, copy, modify, merge, publish, distribute, sublicense, and/or sell copies of the Software, and to permit persons to whom the Software is furnished to do so, subject to the following conditions:

The above copyright notice and this permission notice shall be included in all copies or substantial portions of the Software.

THE SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS" WITHOUT WARRANTY OF ANY KIND, EXPRESS OR IMPLIED, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO THE WARRANTIES OF MERCHANTABILITY, FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE AND NONINFRINGEMENT. IN NO EVENT SHALL THE AUTHORS OR COPYRIGHT HOLDERS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

箇条書き無し

• 二(n)条項BSDライセンス形体

Copyright 1992-2020 The FreeBSD Project.

Redistribution and use in source and binary forms, with or without modification, are permitted provided that the following conditions are met:

1. Redistributions of source code must retain the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution.

THIS SOFTWARE IS PROVIDED "AS IS" AND ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING BUT NOT LIMITED TO, THE IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE FREEBSD PROJECT OR CONTRIBUTORS BE LIABLE FOR ANY CLAIM, DAMAGES OR OTHER LIABILITY, WHETHER IN AN ACTION OF CONTRACT, TORT OR OTHERWISE, ARISING FROM, OUT OF OR IN CONNECTION WITH THE SOFTWARE OR THE USE OR OTHER DEALINGS IN THE SOFTWARE.

ソースの再頒布の条項と
バイナリの再頒布の条項
の2箇条と + α 条項

■ 著作権表示を含まない汎用型 - LICENSEファイルに記載

• Apache License 2.0形体

Apache License

Version 2.0, January 2004

<http://www.apache.org/licenses/>

TERMS AND CONDITIONS FOR USE, REPRODUCTION, AND DISTRIBUTION

1. Definitions

"License" shall mean the terms and conditions for use, reproduction, and distribution of this document.

normally appear. The contents of the NOTICE file are for informational purposes only and do not constitute a part of this License. You may add Your own attribution notices within Derivative Works that You distribute, along with the License. This form of attribution notice is: "Portions derived from [name]: [version] of the License." You may add other specific attribution notices as you see fit.

用語の定義から始まる
条文構成

"Source" form shall mean the preferred form for making modifications, including but not limited to source code, documentation source, and configuration files.

"Object" form shall mean any form resulting from mechanical copying or translation for use in a data processing system, including but not limited to compiled object code, generated documentation, and configurations.

"Work" shall mean the work of authorship, whether in Source or Object form, made available under the License, including any contributions to it by You or any other Contributor.

"Derivative Works" shall mean any work, whether in Source or Object form, that is based on the Work, or is a derivative work of the Work, and for which the editorial content, not just the code, is derived from the Work. For example, a translation or a modification of the Work is a Derivative Work.

"Contribution" shall mean any original work, whether in Source or Object form, made available under the License, including any contributions to it by You or any other Contributor, as well as any work derived from the Work. For example, a translation or a modification of the Work is a Contribution.

"Contributor" shall mean Licensor and any individual or legal entity, including but not limited to corporations, that provides Contributions to the Work.

2. Grant of Copyright License

Notwithstanding the above, nothing herein shall supersede or modify the terms of any separate license agreement you may have executed with Licensor regarding such Contributions.

6. Trademarks. This License does not grant permission to use the trade names, trademarks, service marks, or registered names of the Licensor, except as required for reasonable and customary use in describing the origin and ownership of the Work.

7. Disclaimer of Warranty. Unless required by applicable law or agreed to in writing, Licensor provides the Work (and any Contributions) without warranty of any kind, either express or implied, including, without limitation, any warranties of title, non-infringement, merchantability, or fitness for a particular purpose. You are solely responsible for determining the appropriateness of using or redistributing the Work and assume any risks associated with its use.

8. Limitation of Liability. In no event and under no legal theory, whether in tort (including negligence), contract, or otherwise, unless required by applicable law (such as deliberate and grossly negligent acts) or agreed to in writing, shall any Contributor be liable to You for damages, including any direct, indirect, special, incidental, or consequential damages, or for loss of profits, business interruption, or loss of data, arising out of the use or inability to use the Work (including any Contributions), even if such Contributor has been advised of the possibility of such damages.

9. Accepting Warranty or Additional Liability. While redistributing the Work or Derivative Works, You may choose to offer, and charge a fee for, acceptance of support, warranty, indemnity, or other liability obligations (excluding any obligation for which You may be held liable under applicable law), in writing by the copyright owner, or otherwise, as a separate agreement. However, in accepting such obligations, You may act only on Your own behalf and on Your sole responsibility, not on behalf of any other Contributor, and only if You agree to indemnify, defend, and hold harmless the Contributor(s) for any liability incurred by, or claims asserted against, such Contributor(s) by reason of your acceptance of such obligations.

END OF TERMS AND CONDITIONS

二条項BSDライセンス(1/2)

FreeBSD_12.2 src/**sys**/fs/nfs/nfs_commonacl.c の例

nfs_commonacl.c の
著作権表示

条文本体

免責条項

/*-

* SPDX-License-Identifier: BSD-2-Clause-FreeBSD

*

* Copyright (c) 2009 Rick Macklem, University of Guelph
* All rights reserved.

*

* Redistribution and use in source and binary forms, with or without
* modification, are permitted provided that the following conditions
* are met:

- * 1. Redistributions of source code must retain the above copyright
* notice, this list of conditions and the following disclaimer.
- * 2. Redistributions in binary form must reproduce the above copyright
* notice, this list of conditions and the following disclaimer in the
* documentation and/or other materials provided with the distribution.

*

* THIS SOFTWARE IS PROVIDED BY THE AUTHOR AND CONTRIBUTORS ``AS IS'' AND
* ANY EXPRESS OR IMPLIED WARRANTIES, INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, THE
* IMPLIED WARRANTIES OF MERCHANTABILITY AND FITNESS FOR A PARTICULAR PURPOSE
* ARE DISCLAIMED. IN NO EVENT SHALL THE AUTHOR OR CONTRIBUTORS BE LIABLE
* FOR ANY DIRECT, INDIRECT, INCIDENTAL, SPECIAL, EXEMPLARY, OR CONSEQUENTIAL
* DAMAGES (INCLUDING, BUT NOT LIMITED TO, PROCUREMENT OF SUBSTITUTE GOODS
* OR SERVICES; LOSS OF USE, DATA, OR PROFITS; OR BUSINESS INTERRUPTION)
* HOWEVER CAUSED AND ON ANY THEORY OF LIABILITY, WHETHER IN CONTRACT, STRICT
* LIABILITY, OR TORT (INCLUDING NEGLIGENCE OR OTHERWISE) ARISING IN ANY WAY
* OUT OF THE USE OF THIS SOFTWARE, EVEN IF ADVISED OF THE POSSIBILITY OF
* SUCH DAMAGE.

*

*/

再頒布を許諾
する条件は

- 1. ソースの場合
- 2. バイナリの場合

二条項BSDライセンス(2/2) - 許諾条件

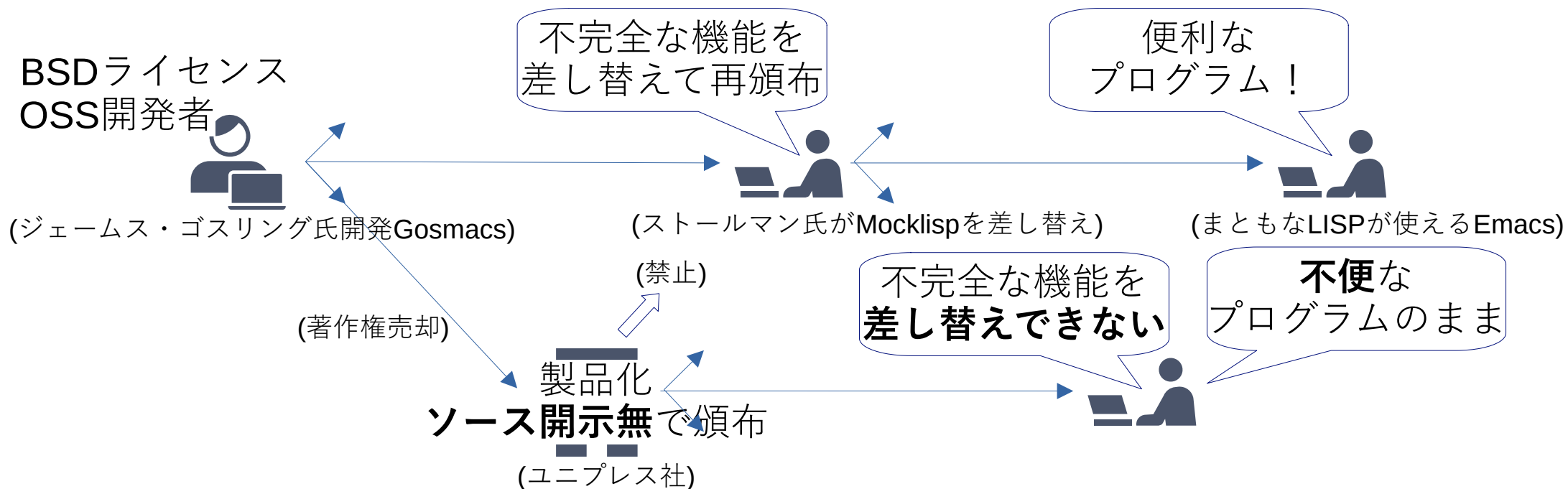
1.Redistributions of **source code** must : **ソースコードの再頒布は、**

- **retain** the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer.
: **3点を残す** (著作権表示、条文本体、免責条項)

2.Redistributions in **binary form** must : **バイナリ形式での再頒布は、**

- **reproduce** the above copyright notice, this list of conditions and the following disclaimer in the documentation and/or other materials provided with the distribution. : **3点を部材に再掲する**

BSDライセンスで不都合と考えられる可能性のある事態



- 不便なプログラムを修正する能力があっても、ソースコードが無ければ改善できません
 - その結果、不便なプログラムの利用を強いられるわけです
- ➔ という事態の発生が気にならないければ、BSDタイプのライセンスも選択肢にできます

さて、プログラマーの皆さん、ソースがある不便なプログラムを修正したとします
より大きなプログラムAの一部だったとします



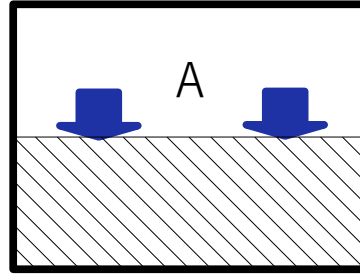
皆さんは、プログラムAのテストする際、
改修した新規機能が意図とおりに動作するかテストするとともに、

改修前からの機能がデグレードしていないか

リグレッションテストとか、しますよね？

改修後のデバッグまで考慮するならGNU GPL

プログラムA(改修プログラムとの結合著作物)が改修プログラムをどう使っているか



Aのソースがなくてもデバッグできる人いますでしょうか？

普通、いないですね。

そういう非常にプログラマ観点の理由から、
アプリAのソース開示も条件としたのが **GNU GPL**

※過去、カーネルモジュールAのソース開示せずに、LinuxカーネルMLに質問してきた人に
Linus Torvalds氏が切れたことがありました

2. あなたは自分の『プログラム』の複製物かその一部を
改変して『プログラム』を基にした著作物を形成し、そ
のような改変点や著作物を

上記第1条の定める条件の下で

複製または頒布することができる。

ただし、そのためには以下の条件すべてを満たしていなければならない:

a) 【省略】

b) 『プログラム』 またはその一部を含む著作物、あるいは『プログラム』
かその一部から派生した著作物を頒布あるいは発表する場合には、その
全体をこのライセンスの条件に従って 第三者へ無償で**利用許諾**しなければ
ならない。

c) 【省略】

…しかし、あなたが同じ部分を『プログラム』を基にし
た著作物全体の一部として頒布するならば、**全体として**
の頒布物は、このライセンスが課す条件に従わなければ
ならない。 …

許諾内容

ソース形式での許諾条件1
(BSDライセンス相当)

ソース形式での許諾条件2
(AP全体にも条件)

全体もソース開示の条件を求めるGNU GPLv2 第3条 <http://www.opensource.jp/gpl/gpl.ja.html>

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、

『プログラム』（あるいは第2条における派生物）をオブジェクトコードないし実行形式で複製または頒布することができる。

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか1つを実施しなければならない:

- a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)
- b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった申し出を添える。(以下省略)

✓ GNU GPLv2の第2条、第3条の合わせ技で、二次的著作物であるアプリ全体のソース開示が条件になっています

許諾条件1

(BSDライセンス+全体がGPLの条件で)

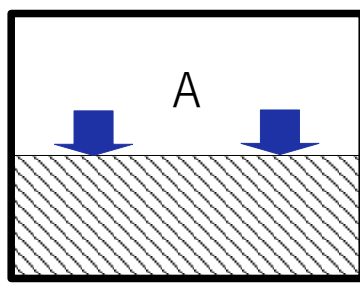
許諾内容

許諾条件2

✓ このa)b)の両行為を長いので「ソース開示」と私は呼んでいます

一時的[†]に改修の不便を許容するならGNU LGPL

プログラムAが改修プログラムをどう使っているか



- ソースの他、オブジェクト形式も選択可能
- リバースエンジニアリング(RE)の許可
(どう使っているか一応調査可能)

標準CライブラリglibcがGPLだとすると、アプリのAは常にソース開示が条件。

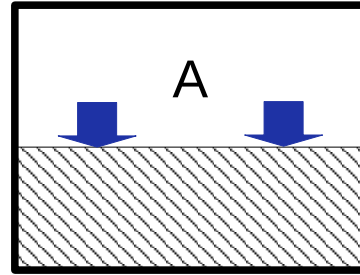
それでは誰も使ってくれないと考え、REに譲歩したのが **GNU LGPL**

✓ 譲歩した分、プログラムの自由が損なわれるので、Lesser(劣等) GPL

† 一時的：再頒布時にはGPLも選択可能なデュアルライセンス

自分だけはオープンソースと考えるならMPL/EPL

プログラムAが呼び出す他社のプラグインは、呼び出すだけで独立性が高く、気にしない

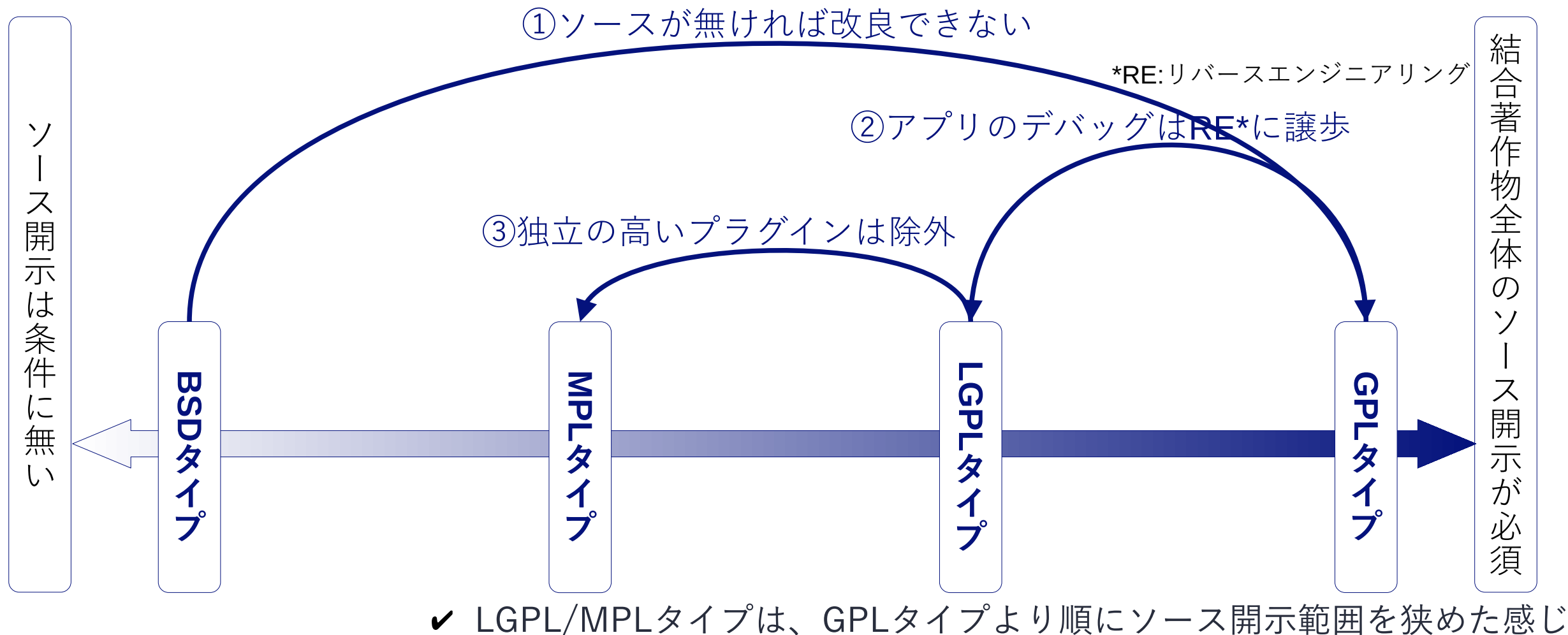


というか、他のプログラムに対して、ソース開示やリバースエンジニアリングの許可を条件とするのは困難と考えたのが、**MPL**(Mozilla Public License)

- ✓ 所轄裁判所や準拠法を記載してしまっているため、GPLの条件で包含できません
- ➔ Acknowledgment記載のある4条項BSDライセンス同様、GNU GPLと両立しません

ソース開示範囲から見ると、4タイプは以下のような関係にあります

さて、皆さんは、どの位置づけのライセンスを採用しますか？



4タイプのおさらい：3つの必須条件の有無で分類

- ① ソースの開示 (OSS自身) + ①' (GPL OSSとの結合著作物)
- ② リバースエンジニアリングの許可 (LGPL OSSとの結合著作物の)
- ③ ドキュメントに必要な記載 (BSDタイプに限らず、バイナリ頒布のみの場合の多く)

	OSSライセンスタイプ	OSS自身の扱い (改変/流用した二次的著作物を含む)	その他の扱い
OSSライセンス条件	BSDタイプ	バイナリ形式のみも 頒布可	ソース開示しないならば、 ドキュメントへ記載が必要 ③
	MPLタイプ	バイナリ形式のみの 頒布不可	
	LGPLタイプ	① ソース開示が必要	結合著作物のリバース エンジニアリングの許可が必要 ②
	GPLタイプ	(Copyleft)	結合著作物もGPL条件での ソース開示が必要 ①'

- BSDライセンス : Berkeley Software Distribution License
- MPL : Mozilla Public License
- LGPL : GNU Lesser General Public License
- GPL : GNU General Public License

各タイプのOSSライセンスの例

	OSSライセンス例	OSS例
BSD タイプ	PostgreSQL License (MIT License)	PostgreSQL 9.x
	BSD License (MIT License)	GIFLIB 4.1.6, OpenSSH 6.8,
	FreeBSD Copyright (2-clause License)	FreeBSD
	4-clause License (original "BSD License")	Info-ZIP, 4.4BSD,
	Apache License 2.0 (2004年以降) etc.	HTTP Server, Tomcat, Struts, Ajax, ant, log4j, Hadoop, OpenStack, OpenOffice, etc.
MPL タイプ	Mozilla Public License 2.0 (MPL2.0)	Firefox/Thunderbird 38.x, LibreOffice 4.4x
	Common Public License 1.0 (CPL1.0)	SyncML,
	Eclipse Public License v1.0(EPL1.0) etc.	Eclipse 3.7
LGPL タイプ	GNU Lesser General Public License 2.1 (LGPLv2.1)	glibc2.21, Hibernate 4.0.1, 他
	GNU Lesser General Public License 3.0 (LGPLv3.)	OpenOffice.org 3.0, 他
	7-zip License (GNU LGPL + unRAR restriction) etc.	7-Zip 9.20 (OSSではないが)
GPL タイプ	GNU General Public License 2.0 (GPLv2)	Linux, MySQL(商用ライセンスとデュアル), Samba3.0系, 他
	GNU General Public License 3.0 (GPLv3)	GCC 4.5.2, Samba3.2系以降, 他
	Affero General Public License version 1 (AGPLv1)	affero
	Affero General Public License version 3 (AGPLv3) etc.	MongoDB, Oracle Berkeley DB 6.x, iReport 4.5.0, iTextSharp 5.0.2, Funambol等(すべて商用ライセンスとデュアル)

詳しくは、日本語参考訳もありますので、読んでみましょう。例えば

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Japanese reference translations of the OSI approved open source licenses

[View on GitHub](#)

<https://licenses.opensource.jp/>

オープンソースライセンスの日本語参考訳

Open Source Group Japanでは、個々のオープンソースプロジェクトのより良い発展を促すために適切なライセンスを選択することが重要だと考えています。しかしながら、Open Source Initiativeが承認したオープンソースライセンスには様々な種類が存在し、理解が難しく感じられることもあります。Open Source Group Japanでは、これらの参考訳がオープンソースライセンスをより良く理解する助けとなることを望んでいます。

注意

これらの参考訳は、各ライセンスの起草者によって発表されたものではなく、各ライセンスを適用した文書の頒布条件を法的に有効な形で述べたものではありません。頒布条件としては英語版テキストで指定されているものが有効です。

ライセンスリスト

ライセンス名	短識別子	原文	OSI 区分	FSF 区分
0-clause BSD License	0BSD	原文		
1-clause BSD License	BSD-1-Clause	原文		自由
2-clause BSD License	BSD-2-Clause	原文	人気	自由
3-clause BSD License	BSD-3-Clause	原文	人気	自由
Academic Free License 2.0	AFL-2.0	原文	置換	非両立
Apache Software License 1.1	Apache-1.1	原文	置換	非両立
Apache License 2.0	Apache-2.0	原文	人気	自由
Apple Public Source License	APSL-2.0	原文	再不	非両立
Artistic license 1.0	Artistic-1.0	原文	置換	不自由
Artistic License 2.0	Artistic-2.0	原文		自由
Attribution Assurance License	AAL	原文	重複	
Boost Software License	BSL-1.0	原文		自由
BSD+Patent	BSD-2-Clause-Patent	原文	特定	

Apache License, Version 2.0

[\(ブレーンテキスト\)](#)

Apache License

Version 2.0, 2004年1月

<http://www.apache.org/licenses/>

使用、複製、および頒布に関する条項

1. 定義

「ライセンス」とは、このドキュメントの第1項から第9項までで定義している、使用、複製、および頒布に関する条項を指します。

「ライセンサー」とは、著作権所有者、あるいは著作権所有者がライセンス付与対象として認めた者を指します。

「法人」とは、行為者と、行為者を管理するか行為者により管理されるか行為者共通の管理下にある他のすべての者とから成る連合体を指します。この定義における「管理」とは、(i) 契約またはその他により、直接または間接的にこの法人の指揮・経営を行う権限、または (ii) この法人の50%以上の株式の所有権または (iii) 受益所有権を有することを指します。

「あなた」とは、本ライセンスにより付与される権利を行使する個人または法人を指します。

「ソース」形式とは、ソフトウェアのソースコード、ドキュメントソース、設定ファイルといった、変更を加えるのに好都合な形式を指します。

「オブジェクト」形式とは、コンパイルされたオブジェクトコード、生成されたドキュメント、他のメディアへの変換物といった、ソース形式の機械的な変換により生じる形式を指します。

「成果物」とは、ソース形式であるとオブジェクト形式であるとを問わず、製作物に挿入または添付される(後出の付録に例がある)著作権表示で示された著作物で、本ライセンスに基づいて利用が許されるものを指します。

「派生成果物」とは、編集上の改訂、注解、推敲など、成果物を基にしてい全体としてオリジナル著作物と呼べるような製作物全般を指します。本ライセンスでは、成果物や派生成果物から分離できる製作物や、成果物や派生成果物のインタフェースへの単なるリンク(または名前によるバインド)を、派生成果物に含めません。

「コンパイルバージョン」とは、成果物のオリジナルバージョンならびに成果物または派生成果物への変更や追加を含む

OSSライセンスは、ソース開示の有無やその範囲で

主に4つのタイプに分類しました

プログラムの使われ方として、どれが好みかで

選択するのも一つの手です

というお話をしました

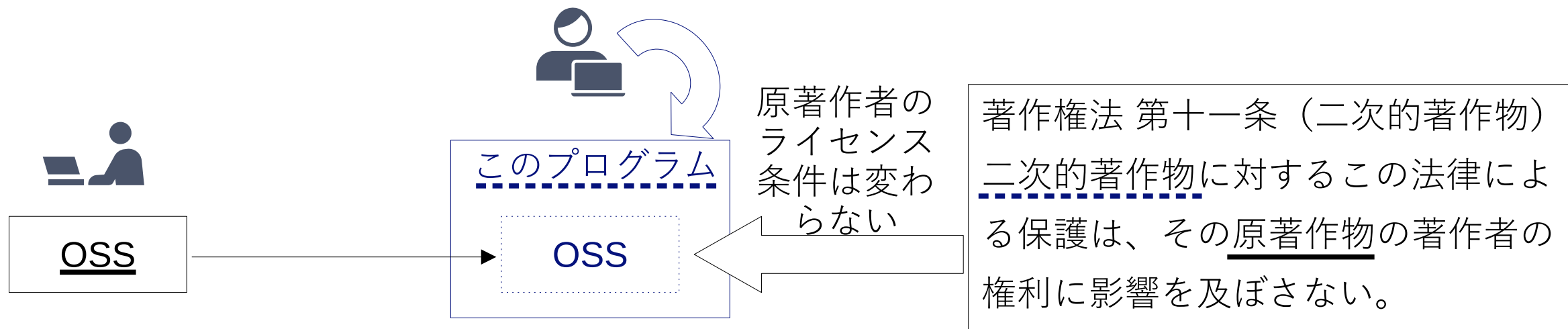
何かご質問はありますか？

1. OSSライセンスの位置づけ
2. OSSライセンスの概要
3. OSSを使って開発したプログラム

OSSを使ったけど、「このプログラムを作ったのは私だ」と思いますよね

確かに、このプログラムの著作権者はあなたです

でも、このプログラムのライセンスを決める権利はあなただけにあるわけではありません



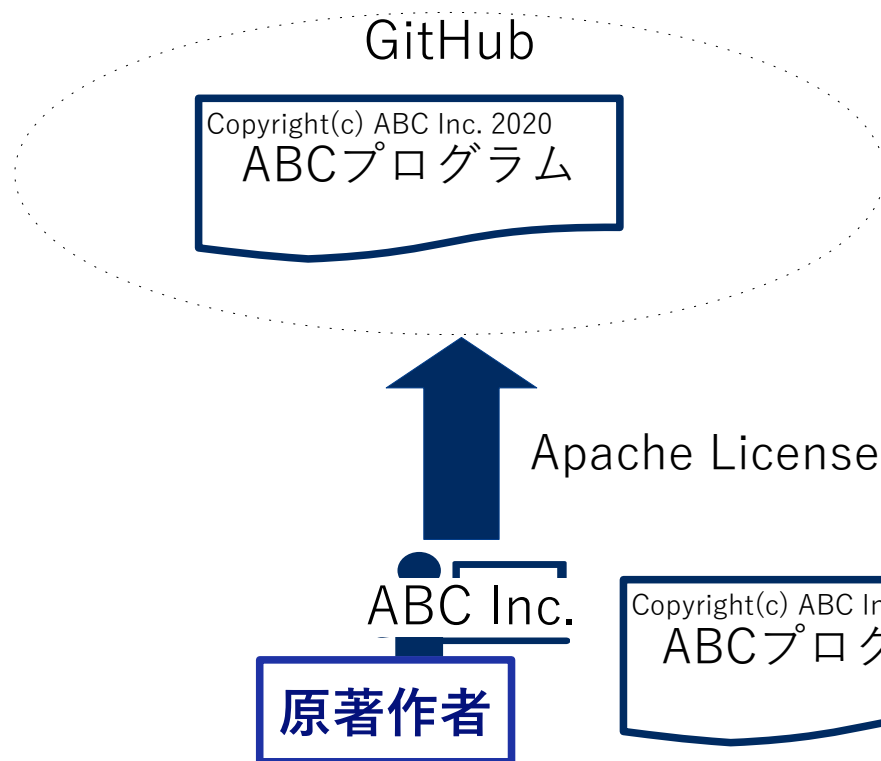
※例え、二次的著作物を創作した結果、新たな権利が生まれたとしても、原著作者にも与えられます

著作権法 第二十八条（二次的著作物の利用に関する原著作者の権利）

二次的著作物の原著作者の著作権は、当該二次的著作物の利用に関し、この款に規定する権利で当該二次的著作物の著作権者が有するものと同様の権利を専有する。

あなた(ABC Inc.)にすべて著作権がある場合

あなた(ABC Inc.)がイチから開発したプログラム(ABC)は、
あなた(ABC Inc.)にすべて著作権がある。**原著作者**。

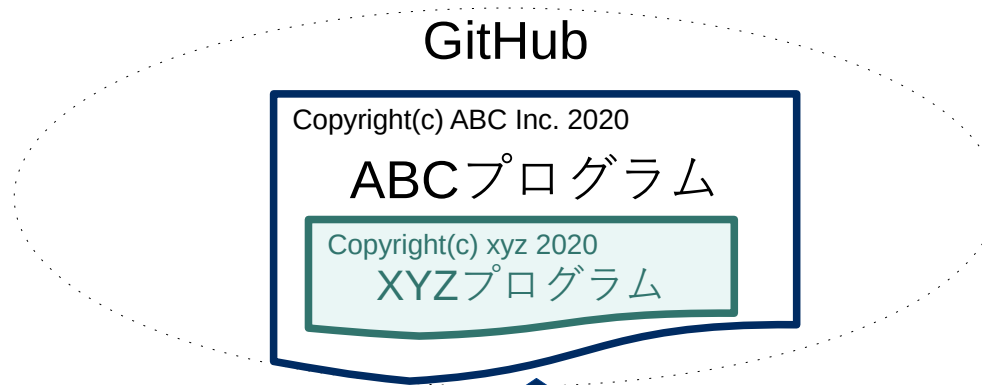


Apache License 2.0で登録

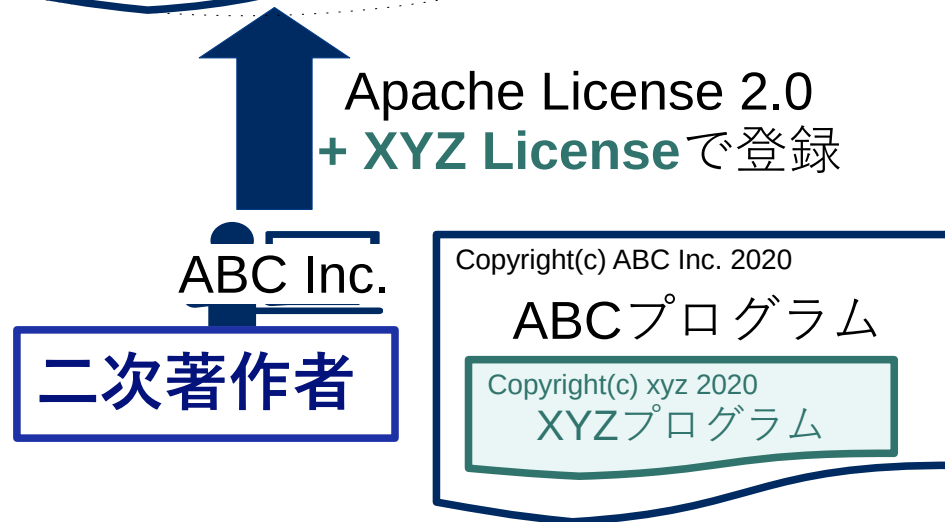
GitHubとかで公開する場合、自分だけの意向で、
受領者が再頒布可能とするライセンスを指定できます。

あなた(ABC Inc.)にすべての著作権は無い場合

あなた(ABC Inc.)がXYZを流用して開発したプログラム(ABC)は、
すべての著作権があなたにあるわけではありません。**二次著作者。**



GitHubとかで公開する場合、
XYZの著作物も再頒布することになります。
XYZの再頒布の条件であるライセンスは変えられません
LICENSE/NOTICEファイルに、
流用したライセンス文や著作権表示の追記が必要です



OSSライセンスの選択方法のまとめ (私見)

0. 他人のプログラムを流用していると、自由に選択できないので、自分のプログラム(著作物)だけで構成しましょう
1. 受領者に再頒布を許諾しないなら、OSSライセンスは不要です
2. 受領者が修正頒布できない事態が気にならないければ、BSDタイプ
3. 受領者に改変・再頒布の自由を与えるならば、GPLタイプ
 - ✓ なお、ライセンスの内容を問われて、面倒でBSDに変える例もあった…
4. その上でアプリのソース開示が難しそうならば、LGPLタイプ
 - ✓ なお、受領者の改変・結合テスト等は容易でなくなる…
5. その上でアプリとの独立性が高いならば、MPLタイプ
 - ✓ なお、GPLタイプとの両立・結合は不可…(GPLなどのライセンスを選択できれば両立可能)

OSSライセンス コンサルティング <https://jpn.nec.com/oss/osslic/>

OSSを使った製品を開発した企業の多くで、OSSを頒布することになる特定製品に含まれるOSSと、そのOSSのライセンスを調べて、利用OSSの一覧を作成されています。

その次のステップとして、各OSSとライセンスに対する対応方法を検討されるかと思います。
本コンサルティングでは、以下の三つの方法で御社のライセンス対応をご支援いたします。

a) OSSライセンス対応策相談 – 期間3ヶ月、3アドバイス(56万円) (税別)

御社で対応策を作成したものの、疑問点があり、相談されたい方をご支援いたします

b) OSSライセンス対応例作成 – 期間1ヶ月以内で作成(75万円) (税別)

対応策を自作される前に、実際の1~2個のOSSでの対応例を示してほしい方をご支援します

c) OSSライセンス対応策提案 – 期間1ヶ月以内で作成(93万円) (税別)

御社での対応策の作成が困難な方に代わって、対応策をご提案いたします

また、OSSライセンスを正しく理解するための講義もご用意しております。

d) OSSライセンスの講義 – 1回2時間×2日間 (24万円20名まで、19万円10名まで、15万円5名まで) (税別)

新OSSライセンスの講義

- 前講義6Hの内容をスリム化して4Hに再構成。
- 1日目の概略編2Hで一通りお話して、2日目の個別編2Hで各ポイントを深掘りします。

1日目 概略編

1. OSS(オープンソースソフトウェア)とは何か
2. 代表的なOSSのライセンス
3. ライセンスの意味と著作権の関係
4. いかにしてOSSと付き合うか

2日目 個別編

5. 何をしたら「頒布」なのでしょうか
6. OSSライセンス対応
7. 二次的著作物の扱い
8. 著作物
9. 著作権法チップス

- 各日、10:00-12:00, 13:00-15:00, 15:00-17:00の枠からお選びください。
- 基本的にオンライン(Teams, Zoomなど)で実施させていただきます。
- 24万円20名まで、19万円10名まで、15万円5名まで (税別)の3パターンからお選びください。

NEC

\Orchestrating a brighter world